(2)　運航管理者は、船舶の運航に関する計画の策定等の職務を行うこととした。（第一〇条の六第二項関係）

(3)　運航管理者は、誠実にその職務を行わなければならないこととした。（第一〇条の七第一項関係）

(4)　一般旅客定期航路事業者は、一定の場合を除き、運航管理者がその職務を行っている間は、当該運航管理者を船舶に乗り組ませてはならないこととした。（第一〇条の七第二項関係）

(5)　一般旅客定期航路事業者は、運航管理者に対し、(2)の職務を行うため必要な権限を与え、運航管理者がその職務として行う助言を尊重しなければならないこととした。（第一〇条の七第三項及び第四項関係）

(6)　一般旅客定期航路事業者の従業者は、運航管理者が気象、海象等を勘案して船舶の運航を中止するよう指示をしたときは、これに従わなければならないこととした。（第一〇条の七第五項関係）

㈣　旅客名簿の作成等

一般旅客定期航路事業者は、一定の場合を除き、船舶等ごとに旅客名簿を作成し、事業場等に備え置かなければならないこととした。（第一五条関係）

㈤　許可の取消し等

国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が二の2の㈠の規定等に違反した場合等は、輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消すことができることとした。（第一七条関係）

2　特定旅客定期航路事業

1（1の㈣を除く。）の規定、第一九条第二項の規定等は、特定旅客定期航路事業の許可及び特定旅客定期航路事業について準用することとした。（第一九条の六関係）

3　対外旅客定期航路事業

㈠　対外旅客定期航路事業の登録

(1)　対外旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の登録を受けなければならないこととした。（第一九条の七関係）

(2)　国土交通大臣は、(1)の登録の申請があったときは、(3)の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請者の氏名等の事項を対外旅客定期航路事業者登録簿に登録しなければならないこととした。（第一九条の八関係）

(3)　国土交通大臣は、登録申請者が、一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していない者である場合等には、登録を拒否しなければならないこととした。（第一九条の九関係）

(4)　(1)の登録を受けた者（以下「対外旅客定期航路事業者」という。）は、(2)の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないこととした。（第一九条の一〇関係）

㈡　運賃及び料金等の公示

対外旅客定期航路事業者（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする対外旅客定期航路事業者を除く。）は、旅客等の運賃及び料金等並びに運送約款を定め、その事業の開始前に、公示しなければならないこととした。（第一九条の一一関係）

㈢　承継

対外旅客定期航路事業の譲渡等があった場合は、当該対外旅客定期航路事業を譲り受けた者等は、㈠の(3)の場合に該当しないことについて国土交通大臣の確認を受けたときに限り、対外旅客定期航路事業者の地位を承継することとした。（第一九条の一二関係）

㈣　事業の廃止の届出

対外旅客定期航路事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止の日の三〇日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならないこととし、当該届出をしたときは、その者に係る㈠の(1)の登録は、当該届出に係る廃止の日に効力を失うこととした。（第一九条の一三関係）

㈤　登録の取消し等

国土交通大臣は、対外旅客定期航路事業者が二の2の㈠の規定等に違反した場合等は、輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消すことができることとした。（第一九条の一四関係）

㈥　登録の抹消

国土交通大臣は、㈣の規定により登録が効力を失ったとき、又は㈤の規定により登録を取り消したときは、当該対外旅客定期航路事業者の登録を抹消しなければならないこととした。（第一九条の一五関係）

㈦　対外旅客定期航路事業についての準用

1の㈡から㈣までの規定、第一九条第二項の規定等は対外旅客定期航路事業について、第一三条の規定等は対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）について準用することとした。（第一九条の一六関係）

㈧　旅客名簿の写しの交付

対外旅客定期航路事業者は、㈦において準用する1の㈣の規定により旅客名簿を作成したときは、その事業の用に供する船舶の船長に対し、当該旅客名簿の写しを交付しなければならないこととした。（第一九条の一七関係）

4　貨客定期航路事業

㈠　貨客定期航路事業の登録

貨客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の登録を受けなければならないこととした。（第二〇条第一項関係）

㈡　貨客定期航路事業及びその登録についての準用

1の㈡及び㈢の規定、第一九条第二項の規定、3の㈠の(2)から(4)まで及び㈢から㈥までの規定等は貨客定期航路事業及び㈠の登録について、3の㈡の規定等は貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）について準用することとした。（第二〇条第二項及び第三項関係）

5　貨物専用定期航路事業

㈠　貨物専用定期航路事業の届出

貨物専用定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、その事業の開始の日の一〇日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならないこととした。（第二〇条第一項関係）

㈡　貨物専用定期航路事業についての準用

第一〇条の規定等は、貨物専用定期航路事業について準用することとした。（第二〇条の二第三項関係）

6　旅客不定期航路事業

㈠　許可制度の見直し

(1)　旅客不定期航路事業を営もうとする者は、次に掲げる旅客不定期航路事業ごとに、かつ、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととした。（第二一条第一項関係）

イ　ロに掲げるもの以外の旅客不定期航路事業

ロ　小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業

(2)　(1)の許可を受けようとする者は、事業計画等を記載し、次に掲げる書類を添付した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないこととした。（第二一条第二項及び第三項関係）

イ　(1)イに掲げる旅客不定期航路事業にあっては、資金計画等を記載した書類

ロ　(1)ロに掲げる旅客不定期航路事業にあっては、イに掲げる書類並びに小型船舶による輸送の安全を確保するための人材の確保及び資質の向上に関する計画（以下「安全人材確保計画」という。）

(3)　安全人材確保計画には、安全人材（9の㈠の(1)イ又はハの資格者証の交付を受けている者及び9の㈡の(1)イ又はハの資格者証の交付を受けている者をいう。）の確保の目標等を記載しなければならないこととした。（第二一条第四項関係）